かわさき市民アンケート検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　かわさき市民アンケートを効率的・効果的に実施し、有効な成果を得ることを目的とし、その執行について協議・検討を行うため、かわさき市民アンケート検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　委員会は、次の事項について協議検討する。

（１）かわさき市民アンケートの調査項目

（２）かわさき市民アンケートの調査時期

（３）各局が独自に実施するアンケート調査に対する支援内容

（４）その他必要な事項

（委員）

第３条　委員会の委員は、次の者とする。

（１）総務企画局都市政策部長

（２）総務企画局都市政策部企画調整課長

（３）総務企画局都市政策部企画調整課担当課長

（４）総務企画局秘書部担当課長（政策調整担当）

（５）総務企画局シティプロモーション推進室担当課長

（６）市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、総務企画局都市政策部長をもって充てる。

２　副委員長は、総務企画局都市政策部企画調整課長をもって充てる。

３　委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課で行う。

（その他必要事項）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会の決定による。

附　則

この要綱は、平成１８年４月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年４月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月２３日から施行する。